

棚卸資産評価についての一考察

—— 現行税法をめぐって ——

寺 島 平

- 一、 はしがき
- 二、 問題の展開
- 三、 原価の意義
- 四、 棚卸資産評価法
- 五、 原価法の具体的内容
- 六、 時価法の適用とその取扱
- 七、 評価方法の継続
- 八、 むすび

対照表と損益計算書の双方に直ちに重要な影響を与えるから、商工いづれの企業を問わず最も困難な、しかも最も重要な部分である。

伝統的貸借対照表は、一定時点における企業の財政状態を表示する財政報告書 (Financial Report) として、債権者保護、信用目的のために、それが近代的企業会計におけるより一層重要なものと考えられ、そして棚卸資産評価のために一般に是認された概念は「過小表示、保守主義によって決定せらるべきである。」

棚卸資産の評価は、企業に属する他の各種財産の評価と同様に、複式簿記機構の本質的特徴として、貸借

のための保守主義概念は一つの美点として称賛されて

いた。しかし保守的貸借対照表は、後の損益勘定に結果し、継続的に経営活動を営んでいるところのいわゆるゴウイング・コンサーンの貸借対照表即ち決算貸借対照表としては、常に必ず保守的たり得ないことが認められるに至った。

近代会計の進歩は債権者目的の立場より、損益計算書目的即ち経営活動の期間成績を明らかにし、これを経営者は勿論広く企業の一般利害関係者に報告するという立場が擡頭し、静態的、形式的な期末財産価値の評価、従って資本計算より企業収益力の判断、貸借対照表から損益計算書へ重点を移行し、動態的会計諸原則が確立されるに至った。

かくて現代会計の中心問題は、費用収益評価、すなわち期間収益に対する期間費用の対応によりて期間利益を確定することである。

棚卸資産の計算は、いうまでもなく貸借対照表と損益計算書の両者にまたがっている。期末棚卸資産の決定は、損益計算上当期の収益に対して幾何額が当期費

用として負担せらるべきか、即ち棚卸資産の費用部分を設定し、そして幾何額が将来の年度の負担として繰越さるべきかを決定する。繰越さるべき部分は貸借対照表に資産として、——いわば繰越流動資産として——評価計上され、将来の期間収益に対するコストとしてチャージされることとなるのである。

シャウプ勧告前のわが国法人税、所得税は勧告書も指摘している様に棚卸資産の経理方法は加重平均法唯一つであつた。しかし実地調査の結果は、事業年度中実際に購入した商品の取得原価を評価減又は割引することが黙認されていた、この制度を止めるよう勧告した。その代りに「法人、個人の正確なる所得を最も正しく見積るために、棚卸資産の経理の種々の形態が必要である。ある産業にとっては、後入先出法 (Last-in first-out 買入逆法) 又は正常在高法 (normal stock method) を用いることが望ましいかもしれない。またある産業にとっては、先入先出法 (First-in first-out 買入順法) が望ましいかも知れないのである。しかし

濫用と税の回避を防止するために重要なことは、納税者をして一つの方法又は他の方法の何れかを選択することを要することとし、これ以後はその方法に一貫して従ってゆかせることである。」と勧告している。その後昭和二十五年の改正により著しく整備されるに至ったが、この度昭和二十六年「商法と会計原則との調整に関する意見書」にひきつづいて「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」が企業会計基準審議会から公表された。

本稿は企業資産中大な割合を占める棚卸資産の評価について、現行税法の規定を参照しつつ述べようと試みたものである。

註 The Accounting Review 一九五〇年七月号に掲載

れで Samuel, J. Broad 氏の論稿 "Valuation of Inventories に負ふところ大である。また本稿は、立命館経済学、第一巻・第三号拙稿 I.F.O 価格指数構成指法と関連して取扱ひ、本学の経商研究会に昨年発表したものである。しかしその報告通りのものではない。

二

一般に棚卸資産は、商業経営において、これを商品、未着品、及び積送品に分ち、工業経営は、これを原料(又は材料)、消耗品(貯蔵品)、仕掛品、部分品(中間製品又は半製品)、製品、副産物に分つて会計整理するのが普通である。

また棚卸資産の評価というときには、そこには二つの場合がある。一つは会計期間中に行われる評価であつて、商品販売または原料消費の場合における消費数量と消費価額(払出価額)の評価と、他は会社期末に行われる評価即ち期末棚卸の際における棚卸資産の数量とその貨幣価値評価である。

アメリカ会計士協会の会計手続委員会は(The Committee on Accounting Procedure of the American Institute of Accountants) 棚卸資産会計について、
「主な目的は実現した所得の適当な決定をするためには、収益(revenues)に対する適当な費用(costs)の

対応である」と定めており、国内収入規則も、(Internal Revenue Code)、それらは明瞭に所得を反映すること(所得を最も明瞭に表示する方法 most clearly reflecting the income) 継続的に使用されねばならないことを基本的要求としている。

今日屢々論議されている棚卸方法は、棚卸資産として繰越さるべき商品原価より、販売された商品原価の決定、即ち当期の費用として負担すべき費用部分を決定することに重要な意味を持つ。

先入先出法 (First-in first-out) は期末在高或いは期間中最初に入手したのから順次払出されたものとして、従って販売された商品原価として負担されると仮定するものであり、期末在高を基準として、叙述するならば、ラスト・イン・オン・ハンドと称すべきであり、それに対して、後入先入法 (Last-in first-out) は払出された商品について、販売された商品原価として負担されるのは、先入先出法とは反対の仮定を叙述する。従ってこれは、ファスト・イン・オン・ハンド棚卸基

準となるであろう。

これら二つの仮定は、いづれも費用が関係収益に対して対応された後は、将来の年度のために貸借対照表に計上し、次期に繰越すための剰余額 (residual amount) である。

然るに棚卸は、販売された商品の原価を得ることを目的として決定されるのか、又は販売された商品原価は棚卸に残っている剰余額を決定するために行われるのであるかの問題が存する。実際問題として販売された商品原価は屢々手許有高を評価することによって、残りのものを販売された商品原価として負担せしめることによって決定される。

企業会計原則は「原料、仕掛品、製品、半製品、副産物、商品」等の棚卸資産について、原則として購入原価で評価すべき旨を規定しているが、会計原則において決算評価を行うのは、現在価値を決定するためではなく、むしろ期間の売上原価の決定のためである。

例えば商品の場合には、期首在高と仕入高との会計は

売上商品原価と期末商品原価との二つに分けられる。

期首在高＋仕入高＝商品売上原価＋期末商品原価

棚卸資産の消費量の計算は、棚卸法と継続記録法との二つがある。実地棚卸法と継続棚卸法による帳簿在高は、目減、掛目、減損、破損等何らかの原因で一致しないのが普通である。^{註1}

帳簿棚卸—実地棚卸＝棚卸消耗

法人税法施行規則第二十一条一号の棚卸資産評価に関する規定は、期末棚卸資産の価額決定に関するものであつて、期間中における払出価額決定に関するものではない。

註1 棚卸法は、繰越及び買入又は製造総量から期末現在高を差引いたものを消費されたものとするので期末現在高の評価が決まらなければ消費価額も決まらない。

三

吾々が当期と将来の期間に繰原価割当の過程における一段階としての棚卸に注意した時、棚卸は原価を基

準とせねばならぬことは明らかである。^{註2}

企業会計原則は「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として当該取得原価を基礎として計上する。」（貸借対照表原則五）ことを主張し、また「棚卸資産の取得原価は、実際購入原価又は平均購入原価による」ことを原則としている。そこで取得原価とは何かという問題が生ずる。

改正法人税法取扱通達によれば「たな卸資産の取得価額（製作価額を含む）とは、当該たな卸資産を取得するために要した一切の費用を指し、先づ他から購入したものについては、当該たな卸資産の買入手数料、引取運賃、荷役費、保険料、関税等の費用を含む。^{註3}

次に自家生産品については、間接材料費、間接経費等を含むものとし、買入事務、検収、整理等に要した費用その他の一般経費のようなものは法人が取得価額に算入した場合に限り、これを取得価額に算入するものとし、半製品、仕掛品の原価は直接費間接費の一切の費用を含むことを原則とし、ただ間接経費の計算が

困難なときは、例外的に原価に含めなくてもよいことを定めている（法人税法取扱通達一八〇号）。

また買入事務、検収、整理等に要した費用は、棚卸資産の取得価額に算入しないことを規定していたが、法人がこれらを取得価額に算入したときはこれを認めることとなった。

従って、棚卸資産の取得価額計算について、買入事務、検収、整理等に要した費用、その他一般管理費や半製品、仕掛品の間接経費は取得価額に含めてもよく、反対に含めなくともよいこととなったが、但しこの場合一たん選択した方法は、各事業年度継続して取得価額計算方法として使用しなければならない。その変更については棚卸資産の評価方法と同様に税務署長の承認を要する（通達一八〇ノ二）。こととなり、継続性の原則が要求されるようになった。

要するに原価（取得価額）とは取得するために要した一切の費用、それが現在の条件と場所を商品をもたすために発生した充当支出と直接間接の費用総額で

あると定義されよう、一般原則は右の如く比較的簡単であるが、その特殊項目の割当について多くの技術的な、困難な問題が生ずる。アメリカに於いても Samuel J. Proud. 氏が指摘している如く、戦時中の生産の増加、軍隊及至は主要産業への多数熟練者の移動、従って一時的に未熟練者の雇傭、それに伴う不能率、甚だしい掠奪、訓練費用、高い監督費用等に帰した。問題はこれらが商品生産の原価として、或いは当期において蒙った直接損失として処理さるべき範囲について生じた、同様に修繕を一時的に延期することは、後日極めて大くの修繕費を要する、後日なされた修繕費についても同様の問題が生ずる。

氏は棚卸資産に含まるべき間接費は、経営の正常水準に関係すべきであり、生産低下に基く遊休設備費用、未吸収間接費、再処理費用、その他多数の異常費用等は当期間における費用或いは損失として処理せらるべきであるということが一般に是認されている。他方において、棚卸資産原価から超えるすべての間接費の除

外は関係収益に対する原価の適当な対応にはならないという(例えば小額の間接費につき見込価額で払出す場合多し)。

わが国においても、予定価額、標準原価は原価計算目的から通常支持されている基準である、然るに払出価額の如何によっては、稱々なる原価差額の生ずるの普通である。その差額を如何に処理するか、原価計算が行はれている場合には、いわゆる原価差額勘定として処理され、営業外損益としての加減項目となる。

財務諸表規則第七十条は「当該会社の採用する原価計算方法に基いて発生する。原価差額は、営業外収益又は営業外費用に属する科目として掲記しなければならぬ。」と規定する。だが既述の如く、法人税法の棚卸評価額は自己の選択した実際原価によらなければならぬから、税法上原価差額については期末棚卸資産に対応する部分を計算して、資産原価を実際原価に戻さなければならぬ。この点に関し企業会計と税法との調整に関する問題が存在し、日本租税研究協会(原

価差額の期末処理に関する意見) 棚卸資産原価差額の期末処理に関する要望) や経団連の(原価差額の調整に関する要望) 等の意見書要望書が提出され、学者、実務家、の関心を集めている。^{註4}

註2 W. A. Paton 教授によればアメリカ会計士協会(American Institute of Accountants)の調査部は(Journal of Accountancy, Vo. 71) 棚卸資産評価の根本基準は原価であるということ、棚卸問題のどんな交渉も原価から出発しなければならないということは、一般に一致してゐると定めている。棚卸資産のこの概念は、会計の主な機能として期間所得の測定を処理するための現在の傾向と一致してゐるといふ。

W. A. Paton Accountants Handbook, 1952, p. 520.

註3 改正前の法人税課税標準の取扱一八〇号は、買入の際割引引又は割戻を受けたときは、これを控除するものとしていたが、一般の会計原則に準拠するものとしたのか改正規定には見当らない(その取扱は例へば値引を買入原価から控除し割戻を雑益とする)。

註4 原価差額の処理について、John J. Nanner 教授は、即ち、会計士のあるグループは標準原価は実際原価ではない、従つて、差額(Variation)は売上原価、製品棚卸高、仕掛品に按分計算さるべきであるということを支持している。この手続は棚卸資産は原価にて評価されねば

ならないと記述する連邦所得税法 (The Federal Income Tax Regulation) の要求に適合する利益を持っている。

次に原価会計士の他のグループは、若しも標準原価で注意深く決定され、且つ必要なときに修正されるならば差異勘定 (原価差額—拙者註) は能率の結果による損益を反映するであろう。かゝる損益は製造原価の正常の項目ではないという立場をとっている。それ故に原価差額は、販売原価又は損益勘定で処理さるべきであるという原価配賦説と損益計算説のこの二つの処理方法を挙げている教授自身は、差額を棚卸資産と売上原価勘定に按分する議論は、原価と損失との間に区別があるから、理論的に誤りであるとして一般に第二法を支持しておられる。

John J. Neuner; Cost Accounting: Principles and Practice
1952. p. 513.

四

既述の如く資産は、当該資産の取得価額を基準として評価するのであり、「取得原価以外の評価基準によつて資産を再評価した場合には、その評価基準を貸借対照表に註記するもの」とし、原価による評価主義 (原価法) を原則として規定する。また棚卸資産につ

いても取得原価を基礎として、期末現在高を計上することを規定している (貸借対照表原則五)。

而して原価主義は、通常原価と収益の適当な対応に帰する。然るに原価は将来の期間の収益に対して適当に負担し得ない場合がある。

即ち商品の効用がそれを獲得してから減じた時、原価以下の引下げが必要である。換言すれば物理的減損、陳腐化或いは市価の下落はそれらを市価 (Market) で評価することによって行われる。

企業会計原則も「商品及び原材料については、その時価が取得原価よりも下落した場合には時価により評価することが出来る。」 (貸借対照表原則五) 棚卸資産もまた原価主義評価方法をとっているとはいえ、しかし例外的に時価が原価より低下した場合には時価により評価出来るとして低価主義評価の採用を許している。周知の如く、低価主義とは棚卸資産の評価を原価か時価のいづれか低い方の価額 (Cost or Market which is lower) で評価する方法である。^註それは原価法と時価

法の折衷、変形した様なもので理論的には曖昧であり、一貫性を欠くも、未実現利益を排除し、企業の財政を健全ならしめんとする保守的会計思想(一切の損失は計上するも、予想の利益は計上すべからず)の現われの一つである。それは Good Accounting Practice (良き会計実践)として多数の企業に適用されて来ている。^{註6}

近代会計理論の中心をなしている貸借対照表動態観の立場よりすれば、原価主義評価でもってつらぬくべきであろうが、しかしながら原価主義は物価変動期にはたんに歴史的記録を示すに過ぎず現在価値の記録とならない。若し物価が下落したならば、当該資産の時価は原価以下に下落するに拘らず原価主はこれを計上しないから、資産の過大計価——架空利益の計上——となり、逆に上昇期には反対の現象を現わす。然るに低価主義に依るときは、原価主義による過大評価を防止すると共に、未実現利益を排除するところから、債権者保護と税務上の要求という企業の実地的見地から特に実務家によって支持せられ政策的に採り入れられ

る評価方法である。^{註7}

一九四五年に発表された英国特許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants) の「会計原則勧告書」(Recommendations on Accounting Principles) は、「在庫品評価の基準は、通常……原価又は市場価値のいづれか低い価額でなければならない」(第十在庫品の評価(a)として低価主義と提唱し、アメリカの会計手続委員会 (The Committee on Accounting Procedure) も、その「会計調査報告書第二九号」(Accounting Research Bulletin No. 29) において、「棚卸資産評価のための原価主義からの離脱は、財貨の有用性がもはやその原価以下となった時要求される。財貨の効用が事業の通常過程における、処分において、原価より低いであろうということが明らかである場合には、それが物理的退化であろうと、価額水準における変化であろうと、或は他の原因によるものでであろうと、その差額は当期の損失として認めらるべきである。これらは普通に、市価として指定されたより低い水準に

て斯様な財貨を定める(註、評価する)ことによつて行われてゐる」と述べてゐる。即ち認識される損失を測定して、それを適当な期間にチャージするための實際的方法を規定するものと思われる。

かように、価額水準の下落、財貨の有用性が減損した場合、原価(歴史的価額 Historical price)は、もはや棚卸資産評価の適当な基準としては不適當となり、市価(Market price)によつて評価が行われるのである。

そこで市価とは何か、前掲「アメリカの会計調査報告書第二九号」によれば「市価」用語は、「原価時価いづれか低い方の熟語に使用された様に、それは当期再調達原価(Replacement cost 購入、生産を問わず)を意味する。(1)、市価は純実現価値(Net realizable value)を超えてはならない。(2)、市価は正常利潤を差引くことによつて減少した純実現価値以下であつてはならない。」とある。

この定義よりすれば市価は、先づ当期再調達価額を

意味するが、それらは純実現価値を基準として床と天井の両方に関係する。天井は利潤について何等割引のない純実現価値であり、床は相応な利潤を割いた純実現価値である。かくて「市価は純実現価値を超えてはならない」と「純実現価値以下であつてはならない。」という範囲の一定額が定められる。そしてその範囲が市価が下落したとき原価を捨てて市価をとるかどうかの考察の基準となるであろう。また市価下落によつて影響される損失は個々の価値事情に依存するという事實の考察が必要である。即ち再調達価額の下落が必然的に販買価額の下落を反映するかどうかということを常に判断しなければならない。

販売価額は直ちに再調達原価の下落を反映しない場合があり、或る場合においては一つの原材料部分の再調達原価の下落が他の原材料部分の再調達原価の騰貴或いは労務費の増加等によつて相殺される。かくて通常の事業過程における通常の利潤が得られるならば、再調達原価で棚卸を記載する必要がない。特に会社が

固定価額で契約している販売商社に納入するために生産している場合、或いは将来の註文が安定した販売価額で保証されている商品製造業者の場合もまたしかりである。そこで原価の變化が速かに販売価額に影響する場合と變化しない場合とは自づから異なる処理を必要とすることになるであらう。

右の原価主義、低価主義の他に、一般に時価主義評價方法が挙げられる。時価（Current price）とは、需供給の結果定まる価額、即ち客観価額或いは市場価額（取引所の相場あるものはその取引価額により又それがなものはこれに準じて推算した価額を意味する。従つて上述の「市価」なる意味と異なる）に基準を置くものである。従つて歴史的原価が物価変動期においては現在価値と遊離するに反し、それは最も正しく財産の現在価値を表示するという長所を持ち、物価上昇期に実質資本維持の要請に適応する評価方法として推奨されている。時価法の採用は、棚卸資産の未実現損益を完全に反映せしめる、未実現利益を利益として計上することは保

守主義原則から問題のあるところであり、また法人税の課税所得の計算上、未実現損益に対して大いに議論が存し、税務計算上未実現損益を課税損益から排除すべきであるという意見が有力である。

しかし税法は、商法第三十四条の規定による所謂時価以下評価主義なる評価法規が、棚卸資産について時価最高限の評価を是認することとの関連も考慮して、棚卸資産の評価方法の一つとして時価法も規定している。

税法上、時価税とは「他から買入れるものについては事業年度において通常取引される当該たな卸資産の仕入価額とし、自家生産のものについては、事業年度末において通常取引される棚卸資産の販売価額から販売費及び利潤の見積額に相当する金額を控除した金額とする」（取扱通達一八二号）

さて、時価は、仕入価額即ち購入原価であると抽象的に解し得ても実際問題として把握する場合には極めて困難な問題が存する。すなわち、時価の拠り処、把

握の時期、方法等実務上重要な諸問題が横はつている。

監査実施準則によれば、「棚卸資産の時価については、当時の相場表、商況報告書及び最近の購入価額を参照してその適否を確め、陳腐化又は損傷した棚卸資産については、換価価値以上に評価されていないかどうかを検査するものとする。」(第二個別監査手続六ノ五)として時価について注意すべき諸点を掲げている。

しかし相場表、商況報告書の適用基準、時価変動原因なる特殊事情の考慮或いはその範囲、換価価値の決定方法等評価に際し、評価担当者の主観的判断の介入する余地が多分にあり、従つて不確実性を伴ひ、更に毎期時価を算定することは極めて煩雑を伴うであらう。またその算定方法の如何によりその結果は期間的損益に著しい相違を来たすであらう。

企業会計原則は、時価主義による評価は、時価が原価より高い時は、売上原価が不当に低くなり反対の場合には結果もまた反対となるから原則として原価以外の

評価を認めない方針をとつてゐるように思われる。従つて時価が原価より高い時はそのまま繰越し、ただ上述の如く、若し時価が原価より下落しておれば時価まで評価引下げることが適當であるという所謂原価時価比較低価主義を認める。この場合その処理について何等の規定もないが、原則として原価以外の評価を認めない方針から、やはり売上原価としては原価で計算し、評価損を営業外損失に加えることが適當であらうと思われる。

註5 Donald H. Mackenzie 教授によれば、当該会計期間への原価の適當額より大なき割当の実務は、原価或いは時価のづれか低い方 (Cost or Market, whichever is the lower, rule) として知られた保守主義 (Conventional rule) において引証されている。このルールで当該会計期間に割当てられる原価部分は「原価或いは時価のづれか低い方」にて期末棚卸を記録することによって決定せられる。「Market」は商品販売価格ではなく、商品再調達原価を指すものとしてゐる。

Donald H. Mackenzie, *The Fundamentals of Accounting*, 1950, p. 323.

註6 W. A. Paton 教授は「アメリカ会計士協会 (The

National of Cost Accounting) の Research and Technical Service Department (N. A. C. A. Bulletin, Vol. 21) 調査によつては「報告会社の Cost or market, whichever is lower をとるもの八四社 Cost system をとるもの七五社で低価主義をとる会社が原価主義をとるものより多い事を示してゐる。

W. A. Paton, Accountants Handbook, 1952, p. 500-501.

註7 Gilman は低価主義の起源によつて「それは債権者保護を税務上の必要の結果として発生したものと考えられよう」と述べてゐる。

Gilman; Accounting Concepts of Profits, 1931.

佐藤孝一著、現代会計学二二〇頁

五

以上の説明によつて、税法が掲げる期末棚卸資産の評価方法として、原価法、時価法、低価法(特に Summation J. Broad 氏の所説によつて、原価よりも離脱 "Market") の意味内容をほぼ明らかにした。税法上右のいずれを使用するも差支えないが、しかし近代企業会計が動態論の立場に立ち、当該期間に発生したすべての収益とこれに照応するすべての費用の対応による期間的成果

の確定を中心課題とする限り、当期と将来の期間に生産或いは購入された総原価割当の過程とみる期末棚卸資産評価についても原価主義評価をもって基本原則としなければならぬであらう。原価法とは、周知の如く棚卸資産評価の基準として当該資産の取得価額を基礎となす方法である。しかしただ一口に、原価法といっても原価割当について基礎となるいろいろの理論や仮定があつて、消費価額の決定如何により期末棚卸資産に著しい影響を与えることに注意しなければならぬ。

本節においては、現行税法がその施行規則に原価法として掲げている(1)個別法(2)先入先出法(3)後入先出法(4)総平均法(5)移動平均法(6)単純平均法(7)最近任入原価法(8)売価還元法の具体的内容につき簡単に述べる。

(1) 口別法(購入口別法 Lot Method) 期末棚卸資産の全部について、その取得価額を見出しその合計をもつて期末棚卸資産評価額とする方法である。従つてこの方法によるとまた各棚卸資産をその種類、価額

の異なるごとに保管払出をなさねばならぬから甚だしい手数と広い保管場所を必要とし、取引数、従って取扱量の比較的大なる企業に適せず高価なもの、註文製品等特殊の場合にのみ使用されるに過ぎない。

(2) 先入先出本 (First-in, First-out Method, F.I.F.O.)

期末棚卸資産の数量計算をなし、それは当該事業年度終了の日から最も近い日において取得した棚卸資産から順次なるものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額の会計をもって棚卸資産価額とする方法である。即ち先に入つたものから順次先に払出されたものと考え、古い口の単価をその口の数量が計算上なくならぬ迄払出の単価として計算し、期末において現存するところの棚卸資産は期末に取得されたものから順次遡って残されているものとし、それらの評価額とするものであつて、原価は最初受取つた商品が最初販売された商品原価であるという仮定において割当てられる。

(3) 後入先出法 (Last-in, First-out Method, L.I.F.O.)

期末現在棚卸数量について、当該事業年度終了の日か

ら最も遠い日において取得した棚卸資産からなるものとして、そのみなされた棚卸資産の取得価額をもって期末棚卸現在額とする方法である。^{註8} 即ち先入先出法とは反対に在庫は最も最近入庫したものから順次払出されていくものであり、期末に残っている棚卸資産は期

首において取得したものから順次棚卸資産として残されているという考え方であつて、この方法は最も新しく取得したものから販売された商品原価として割当てられる。財貨の取得単価に変化がない限り先入先出法によるもまた後入先出法によるもその棚卸評価額には相違がないはずである。然るに物価変動期にはそれが直ちに販売利益に影響し、やがては資本維持、納税額にまでも発展する、即ち先入先出法による棚卸価額は期末時価に接近するためインフレ期には不利な物価下降期に有利な評価法である。これに反して後入先出法は、最初取得された棚卸資産の取得価額が期末評価額となり、最近購入価額で払出されるので、商品原価としては比較的時間に近い価額で負担されるので、特にイン

フレ期において仮想利益を排除する有利な評価方法である。また時価が下落した場合は時価まで評価切下げが出来るものと思われ^{註9・註10}る。

平均法には棚卸の計算要素である数量と単価の両者を加味した加重平均価額決定方法と単に単価のみの平均による価額決定方法がある。前者は加重平均法(Weighted Average Method)とも称せられ、(4)総平均法(Gross Average Method)と(5)移動平均法(Moving Average Method)とがある。移動平均法は単価の相違する資産取得毎に加重平均単価を計算し、これを倉出品の計算価額となす方法であつて、期末棚卸資産評価額は事業年度に最も近い平均単価に棚卸数量を乗じて計算するのであるが、その単価の決定のためには必然的に繰越記録法によらねばならない。総平均法は、前期よりの繰越額と期間中の総購入金額の合計額を繰越数量と購入数量の合計で除して得た総平均単価に期末数量を乗じて棚卸額を計算する方法である。従つて期間中の取得額の差異を緩和するといえ期間平

均単価は期末まで判明せず、期間中の払出価額の計算に適せず、ただ期末棚卸価額に使用されるに過ぎない。(6)単純平均法(Single Average Method)は理論的になく、計算簡単のために用いられるに過ぎない。

(7)最終仕入原価法(Last Purchase Price Method)は、事業年度最後の時期に購入した価額で在庫品全部を評価する方法である。従つて時価に最も近い価額で評価し得るからインフレ期には高い評価額となるのみならず、期末に故意に高く評価する目的をもって、騰貴の際、決算寸前に小量を高価に購入しこれによつて全体の評価額を多くするような財政政策上悪用されることなきを注意しなければならぬ、法人法税は納税者がその棚卸資産の評価方法を届出なかつた場合には、原則として本法によらなければならぬことを規定している(法人税法施行法第十二二)。

(8)売価還元法(Selling Price Method) 期末における手許商品を販売予想価額で算出し、これに販売予想額と取得価額との差額を示す原価率(税法上差益率)

を乗ずることによって見積総利益を除去し、期末在庫品の原価を計算しようとするものであり、特に取扱商品の種類の多い小売店、百貨店等において使用されることから小売棚卸法 (Retail Inventory Method) と称せられる。尚売価法には平均原価主義、低価主義、先入先出法、後入先出法による売価法等種々の方法があり、その計算方法の適用如何によりその計算の結果は、棚卸資産の価額に異なる評価額となつてあらわれ^{註11}る。

税法は取取得価額を基準として、期末棚卸資産を評価するための右の八つし方法を列挙しているが、先入先出法、後入先出法、移動平均法は、本来の意味において恒久棚卸法に伴う消費価額計算のための棚卸手続であるから、帳簿棚卸の行われていない場合、特に先入先出法および移動平均法の適用は困難であることはいうまでもない。また売価還元法 (小売棚卸法を含むものとみなす) は売価にて棚卸高を計算し、平均的な総益率 (Gross profit percentage) によって総利益を

差引いて、原価 (原価近似値) を導き出さうとする棚卸額決定方法であるから、原価主義とは別個の期末棚卸評価の一方として原価法から区別せらるべきであろう。

註8 一九三四年十二月米国の The American Petroleum Institute が採用したのが最初であるといはれている。佐藤孝一著、現代会計学。

註9 後入先出法がすべての企業に適當であるかというに必ずしもそうではない。一般的に本法採用の条件として次の諸事項が挙げられている。

一、棚卸資産の比較的大なる割合を占め、又それが基本的に同質の素材よりなり、製品は原価の主要部分を占めているという意味において棚卸資産の重要性が大なる場合。

二、製品は比較的長期を要し、棚卸資産の回転が比較的に緩慢なること。

三、原材料価額と製品価額とが併行的に変動すること。

四、絶えず最低量の棚卸資産を維持する必要があること。

西野嘉一郎著棚卸資産の評価問題産業經理一一巻八号。

註10 我国商法はドイツ商法に倣い、時価以下主義 (Value less than Market Price Basis) を採っている結果、時価を最高限度として若しも時価が原価以下に低落した場合は、時価まで評価引下げを認めるのは当然である。また

「たな卸資産について、原価法を選定した法人の原価法による評価額が当該たな卸資産の事業年度終了の日における時価をこえている場合において、法人が当然時価まで、当該たな卸資産の評価換による損失を計上したときは、たな卸資産の評価方法を変更したものと認めない……」

（法人税課税標準の取扱一三二号）

註11 阪本安一教授著 売価棚卸法の評価的意義。
会計第六十巻第四号。

六

次に時価をもって評価する場合をみるに、既述の如く、税法上時価とは当該事業年度末に実際取引される仕入価額、自家製品は期末販売価額から利益及び販売費を控除した価額をもって期末棚卸資産評価額となす方法である。而して当該棚卸額によって当期販売商品の原価が決定せられる場合には、時価と実際取得価額の差額だけ、販売商品原価を増減せしめることとなる。この場合時価法による商品売買損益は、時価評価による売価と原価の差額として決定される、かくては商品

売買損益と価値変動に伴う損益の区別は不可能となる。別言すれば、インフレ期において、取得価額に比し高い時価で期末棚卸額を決定することは、期間中の販売商品原価を減ずることとなり、かくて算出された売買損益は、物質変動に伴う擬制利益を含み、真の利益を隠蔽することとなる。反対に原価より低い時価で期末棚卸額を決定すれば、それだけ多くの販売原価を負担せしめることとなる。

例えば原価百円の商品を二百個購入し、二百円で百個販売し、期末に当該商品の再調達価格百五十円で評価して場合をみるに、

商品仕入額	二〇、〇〇〇円
期末棚卸額	一五、〇〇〇円
期間中商品販売原価	五、〇〇〇円
商品売上高	二〇、〇〇〇円
商品売買益	一五、〇〇〇円

然るに期末棚卸額を実際取得原価で評価すれば売万円となり、商品売買益は売万円となるであろう。従っ

て上述の商品売買益壹万五千元は売買益壹万円と五千元の擬制利益（評価益）とからなる。通常の場合時価法によるときは利益は区別なしに壹万五千元と計上され、それが課税、処分の対象となり、引いては資本の喰潰しを招来することとなる。この様に時価法と比較して物価の騰貴しつとあるときは未実現利益を計上することとなり、反対に物価の下落しつとあるときは棚卸資産の評価損を計上することとなり、ともに当該事業年度の損益計算に大なる影響を与えることとなる。

かかる理由で、時価法を期末棚卸の評価基準から除外すべしと要求される。^{註12}税法も租税特別措置法の一部を改正して、価額変動準備金の制度を認めるようになったが満足すべきものとは思えない。^{註13}従つてこの場合一応原価法によつて計算し、時価評価による貨幣価値の変化は、例えば次の様な方法で別に修正することが妥当であらうと思われる。

原価より時価が騰貴している場合、

(借)商品評価増××× (貸)商品棚卸増積立金×××

棚卸資産評価についての一考察（寺島）

原価より時価が低下している場合

(借)商品評価損××× (貸)商品棚卸準備金×××

この際棚卸増積立金があれば評価損は、それでもつてカバーする。

(借)商品棚卸増積立金××× (貸)商品評価増×××

^{註12} 時価法は期末棚卸の評価基準から除外し、必要あらば期中の棚卸評価の基準として、選択することを認めること、税法と企業会計原則との調製にする意見書、(一)。

^{註13} 青色申告制を採用する会社は、二十七年一月一日以降に於する事業年度から価額変動準備金の制度が適用されるようになった「事業年度末に所有する棚卸資産または有価証券の時価の九〇%（株式以外の有価証券については九五%）に相当する価額で、これらの資産の帳簿価額に満たない時は、その満たない金額の限度内において、その金額の価額変動準備金とすることを認め、所得の計算上損金に算入する。」（租税特別措置法の一部を改正する法律26年法律第三〇三号）要するに期末棚卸資産または有価証券は税法上、上述の所謂時価の九〇%（株式以外の有価証券の場合——例へば国、公債——は九五%）に相当する金額と、当該資産の帳簿価額と比較して、後者が前者を超えるときは、その超過額を限度として、それを損失に課して価額変動準備金に繰入れることが出

来る制度である。そして準備金勘定に繰入れた額については、翌事業年度末益金に戻入し、改めて同様な準備金繰入額を計算することとなる。これは時価下落によって生ずる損失を法の認める範囲内で課税標準から除外し、課税を緩和しようとする意図の如くであるが、併し価額変動準備金は性格からして将来の価額変動に備へるため、価格上昇期に積立て価格下落期に取崩さるべきものと考へる。かくて価額上昇期における擬制利益を排除し、下降期における損失をカバーすることが出来、企業の実際利益の計算課税に役立つこととなると思う。

註14 商品評価増勘定・商品棚卸増積立金は積極的評価勘定・商品評価損は損益勘定、商品棚卸準備金は消極的評価勘定。

七

棚卸資産評価方法として法人税法に定めるいろいろな評価方法のうちから、いづれか一を選定することができることとして法人の自由意思に任かせてあるが、一旦一定の方法を選定した場合においては継続してその方法を採用したければならない。

従つて企業会計原則の一つである継続性の原則は、

形式的には財務諸表なる報告書の離形についての原則ではあるが、継続性の原則はまた評価主義の継続でもある。しかもその評価原則の継続性は期末評価に限らず消費時又は販売時の評価もまた同一評価原則にて継続すべきことを原則とすべきであると考えられる。^{註15}しかし徹底的な継続性の原則は、経済事情の恒久的変化のため変更されることが必要な場合がある。かかる場合には変更承認の申請をなし、その許可を必要とする。

通常変更承認は、経済事情の激変、事業の規模の著しい拡張、または縮少等により従前の評価方法では適正な評価をなすことが出来ないと認められる場合に、しかもその後変更した方法を相当期間内に再び変更するようないかなと認められるときに限つて許可が与えられる（法人税法取扱通達一七九号参照）。

註15 陶山誠太郎著、LIFOの棚卸法を中心として、会計五十九巻第八号。

八

以上、繰返し述べた如く近代的な会計思考が動態論に立脚し、期間収益に対する期間費用の対応によって期間成果の確認を第一義とする限り、その評価原則は原価即ち取得原価主義を原則としなければならぬことは明らかである。

期末棚卸資産の計算は、貸借対照表と損益計算書の双方にまたがっており、両者は相互同時に決定されることとなる。先づ損益計算書上その期間収益に対応される期間費用としての棚卸資産部分が決定され、残りの部分が貸借対照表上資産として計上され、将来の期間収益に対応されるコストとして繰越されることとなる。然るに棚卸資産の物理的減損、陳腐化、或いは今日では何よりも市場価額変動によって、期間収益に対応される期間費用、従ってまた貸借対照表上に資産として繰越される部分が将来の期間収益に対応されるに適當でない事がある。別言すれば、物価変動期にお

いては、企業利益が擬制利益 (Paper Profit) (棚卸資産評価益 Inventory Profit) を含んで過大に表示される、逆に棚卸資産評価損 (Inventory Loss) を含んで過小に表示されることがある。棚卸資産評価損益の計上は未実現損益を加減することとなる。だがゴイング・コンサーン企業において未実現損益を期間損益の計算から排除しなければならぬことはいうまでもない。

かくて棚卸資産原価主義評価の中でも物価変動期においては、費用収益対応評価、未実現損益の排除 (特に利益) に適合した評価方法を選択することが望ましいと思われる。

平均法はそれが平均法たる限りに於いて取得原価間の異融を少くするとはいえず、現実の取得価額から遊離することとなる。従って実際取得原価に基礎を置く限り、口別法は平均法に優るであろう。しかしながら口別法は前述の理由で一般の評価方法として適しない。そこで考えられるのは口別法の一つである先入先出法である。これは早く購入されたものが早く販売された

商品原価として、早く仕入れた原料から先に消費され、早く製造された製品が早く販売されるであろうという経営の現実に即応じた評価方法の様に思われる。処がこの評価方法は価額上昇期にありては、期末残存の製品、原料は期間中に販売された製品、消費された原料より高い評価額となる。また価額下落期においてはこの逆の現象を提する。従つて先入先出法による期末棚卸評価の決定は、価額上昇期においては、当期利益を然らざる方法に比べて不当に過大表示することとなる。その結果は過大の所得税、法人税の決定を招来することとなる。企業の経営資本は、正常の経営利潤を超過した景気利潤の配当、課税のため、それを継続するときには、その実質的維持が不可能となり、資本の喰潰しとなるから先入先出法は、景気利潤の排除、正確な期間利潤の測定という会計要求に適すると認め得ない逆に反対の結果を惹起する。これに対して先入先出法とは反対の仮定を表わす後入先出法は、期末に近く取引された棚卸資産の部分が、販売にチャージされる費用

である。従つて期末棚卸資産は期首或いは期首に近く取得された部分の原価によつて評価されることとなる、この方法は、殆んど同じ価格水準で期間収益と期間費用を適切に対応せしめるための会計工夫であるから（前掲会計調査報告書参照）物価変動期にあつて、販売された資産部分に、極めて時価に近いコストでもつて、チャージされることとなり、価額の相違から生ずるインベントリー、プロフィット（未実現利益）を極力排除するための会計処理方法の一つである。この意味でわれわれは最近のアメリカの会計実践が、先入先出法、基準棚卸法から後入先出法へ移行しつつある事情を推察し得てあろう。

伝統的な後入先出法による棚卸資産計算は全資産の棚卸を必要とし、各項目毎に後入先出価額を計算する必要がある。従つて極めて多数の棚卸項目を持つ企業にとっては技術的に不能なることがある。其処で個々の数量、または原価の対応を必要とする煩雑を防げるために考案されたのが弗価値法であつて、棚卸資産の

諸項目を同質性、代替性がある考えられる適当なくつかのグループに分ち、一グループに含まれた各項目の相対的変化を無視して、そのグループにおける弗価値額の増減によつて棚卸計算をなさんとする方である。弗価値法は期末棚卸資産を期首価額及び期末価額で評価するのであるが、期末価額による期末棚卸在高を期首額で計算する場合、その計算を簡單化するために指数を用いることが許されている(LIFO 価格指数構成方

法拙稿立命館経済学第一卷第三号参照)。わが国税法もせつかく後入先出棚卸評価方法を認めたのであるから、アメリカ同様に弗価値法の如き便利な方法を合せ認める様なんらかの形において改められることを期待する。なお目下注目をおびている原価差額期末処理を巡ぐる問題、売価棚卸法の各種評価方法への適用等棚卸資産評価上重要な諸問題については、紙幅の関係上これを割愛し後日に譲ることとした。